

消防における安全管理体制について(第1回検討会を踏まえて)

○消防の職場の安全管理

消防の安全管理は、労働基準法、労働安全衛生法が、原則として適用されるが、一般的な安全管理体制に係る部分である安全管理者、安全委員会の設置義務のある業種とはされていない。

労働基準法

第42条

労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法の定めるところによる。

労働安全衛生法

(一般的な安全管理体制に係る部分として)

○第3章 安全衛生管理体制

- ・安全管理者(第11条)
- ・安全委員会(第17条)

消防は、設置義務のある業種とはされていない。

(労働安全衛生法施行令第2条)

★しかしながら、消防の職場における安全の確保は重要な問題

昭和56年12月「消防活動安全対策研究会」を設置し、消防における安全管理体制等について検討。

※庁舎内の執務時、訓練時及び警防活動時では活動様式が異なるため、個別に検討

【検討内容】

- ・消防における安全管理体制のあり方 ⇒ 安全管理規程(案)
- ・訓練時における安全管理体制のあり方 ⇒ 訓練時安全管理要綱(案)
- ・安全管理マニュアルの策定 ⇒ 警防活動時・訓練時各安全管理マニュアル

○これら規程(案)、マニュアル等が各消防本部における安全管理体制の整備を促進するため一例として示された。

○各消防本部においては、組織の実態、地域の消防活動の状況等を勘案し、実態に即したものとなるよう配慮することを提言。

(安全管理マニュアルの策定までの) 消防における安全管理の経緯

(昭和23年 自治体消防発足～)

- 各消防本部等では、安全体制の整備、安全教育の徹底等を図るため、独自に安全管理規程や警防活動の基準等を策定するとともに安全管理基準を策定するなど様々な努力を重ねていたが、各消防本部毎の安全管理への取り組みは、様々であり統一的ではなかった。

(昭和52～53年)

- 「消防訓練時における事故防止について」(昭和52年6月29日消防庁消防課長通知)
- 「消防訓練時における事故防止について」(昭和53年6月28日消防庁消防課長通知)
いずれも救助訓練(障害突破、はしご登はん)を行っていた際に発生した死亡事故等を受けて通知されたもの。

(昭和53～56年)

当時の消防庁の安全管理への諸施策

- ①昭和53年9月に「消防救助操法の基準」を制定
- ②昭和54年には消防大学校に実務講習「救助科」を新設し、昭和56年に実務講習から専科としての「救助科」に改正
- ③昭和57年3月には消防大学校用テキストとして「安全管理」を作成
- ④救助大会の実施要領の改善指導

※以上のような諸施策を講じていたが、不幸にも事故が発生し、消防職員が受傷する例が続いた。このような諸般の事情を踏まえて、各機関のなお一層の努力とともに各消防職員自らが不注意をなくすよう徹底する必要があったが、なかでも消防業務の特殊性を配慮し、消防業務に即応した安全対策確立が強く求められていた。

(昭和56年12月)

『消防活動安全対策研究会』の発足

各消防機関において様々な安全管理対策が講じられていたが、必ずしも全国的に徹底されておらず、事故も引き続き発生している状況であったことなどから、消防庁では、このような状況を踏まえ、消防機関のあるべき安全対策の指針となるようなものを策定し、各消防機関に示すことの有意義性に鑑み、昭和56年12月、消防活動上の諸問題を専門的に研究するための場として、消防活動安全対策研究会を設置した。

(研究のテーマ)

- ①消防における安全管理体制のあり方 →安全管理規程(案)
- ②訓練時における安全管理体制のあり方 →訓練時安全管理要綱(案)
- ③警防活動時等及び訓練時における安全管理マニュアル →両安全管理マニュアル

※これらは、庁舎内での執務時と訓練時及び警防活動時とは活動様式が異なるので、安全管理体制はそれぞれ別個に検討されるべきとの考え方によるものであった。

（研究の構成員）

会 長：消防庁消防課長

副会長：消防庁救急救助室長

委 員：消防大学校、静岡県消防学校、東京消防庁、川崎市消防局、横浜市消防局
京都市消防局、金沢市消防本部、高崎市等広域消防組合本部、全国消防長会

（昭和58年）

○「衛生管理体制の整備について」（昭和58年3月12日付け消防消第36号）

→ 「安全管理体制の整備について」（昭和53年11月20日付け自治公2第35号自治省行政局公務員部公務員第2課長通知）等を受けて、消防業務の特殊性及び消防職員の勤務の特殊性を鑑み、衛生管理規程（案）を示したもの

○「安全管理体制の整備について」（昭和58年7月26日付け消防消第90号）

→ 消防の職場には、原則として民間の事業場を対象とする労働安全衛生法が規定する安全管理者及び安全委員会の設置を義務づけられていないが、安全管理の取り組み方が各消防本部で様々であることなどを勘案して

①安全管理規程（案）

②訓練時における安全管理に関する要綱（案）

③訓練時における安全管理マニュアル

以上の三点を本通知により示した。

（昭和59年）

○「警防活動時等における安全管理マニュアルについて」

（昭和59年8月8日付け消防消第132号）

→ 警防活動時等において、一般的に注意しなければならない安全管理上の主な留意事項を事件事例とともに活動内容に応じて記述したものであり、各消防本部が警防活動時等を安全に、しかも確実に遂行するうえでの基本となるものとして通知された。

(昭和 58 年 7 月 26 日付け消防消第 90 号通知)

〇〇消防安全管理規程（案）

第 1 章 総則

第 2 章 安全衛生管理体制

第 1 節 総括安全責任者等

第 2 節 総括安全関係者会議

第 3 章 安全管理業務

第 1 節 安全教育

第 2 節 安全巡視等

第 4 章 記録及び報告等

付則

※ 本内容は、昭和 58 年消防消第 90 号通知に記載されている規程（案）を、表で示すことで、見やすくしたもの。留意事項についても、通知文に掲載されているものを条文に対比させて表記したもの。

規程（案）条文	留意事項
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、〇〇における消防の職場及び消防職員の安全管理に必要な事項を定め、公務災害の防止及び軽減を図り、もって安全な消防業務の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>(総括安全衛生責任者の責務)</p> <p>第2条 総括安全責任者は、職場及び職員の安全管理について総括し、職場及び職員の安全の維持向上に努めなければならない。</p> <p>(所属長の責務)</p> <p>第3条 所属長（消防本部にあつては総務課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。）は、職場及び職員の安全管理の責任者として、職員の公務災害の防止及び軽減を図り、職場及び職員の安全の維持向上に努めなければならない。</p> <p>(安全責任者の責務)</p> <p>第4条 安全責任者は、職場及び職員の安全管理の推進者として、この規程の定めるところに従い、誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>(指揮者の責務)</p> <p>第5条 訓練及び災害活動時の指揮者は、常に職員の活動状況等を的確に把握し、安全管理に努めなければならない。</p>	<p><一般的留意事項></p> <p>本規程案の趣旨等</p> <p>(1) 消防は、火災等の災害から国民の生命、身体及び財産を守るために活動するものであり、その現場活動、訓練において危険性が伴うという事情がある。このため現場活動、訓練を的確かつ効果的に行うには常に安全面にも配慮し、安全管理体制の整備、安全教育の実施等について、積極的に取り組むことが必要である。本規程案は、このような消防の特殊性を踏まえ、消防における安全確保のための一例を参考までに示しひいては積極的な消防活動に資することを目的として作成したものである。</p> <p>(2) 労働安全衛生法との関係</p> <p>労働安全衛生法は、一般的には消防にも適用があるが安全管理者、安全委員会については適用がないものである。したがって本規定案における総括安全関係者会議、安全関係者会議等は同法十七条により、義務づけられているものではない。</p> <p>(3) 役職及び任期等</p> <p>所属長（第3条関係）、総括安全責任者（第7条関係）、安全責任者（第8条関係）は、一般的な役職名を例示しているので、それぞれの組織の実態に即した役職名となるように必要に応じ別の役職名で成文化する必要がある。</p> <p>また、総括安全関係者会議の委員及び安全関係者会議の委員の任期及びこれら会議等の事務局等で〇〇あるいは△△等と記載しているところについては個々具体的に定める必要がある</p> <p><個別的留意事項></p> <p>(1) 第5条関係</p> <p>訓練時及び警防活動時等の指揮者は、効果的な部隊活動が実施されるよう努めるほか、本規程案及び本規程案に基づき制定される訓練時安全管理要綱の規定に従い、職</p>

<p>(職員の義務)</p> <p>第6条 職員は、常に安全に関し自己管理に努めるとともに、総括安全責任者、所属長及び安全責任者が、この規程に基づいて実施する安全管理上の指示に従わなければならない。</p> <p>2 職員は、訓練時及び警防活動時等においては、指揮者が行う訓練時及び警防活動時等に必要な指示に従うほか、安全管理上の指示に従わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 安全衛生管理体制 第1節 総括安全責任者等</p> <p>(総括安全責任者等)</p> <p>第7条 消防本部に総括安全責任者を置く。</p> <p>2 総括安全責任者は、消防本部次長をもって充てる。</p> <p>3 総括安全責任者は、職場及び職員の安全管理に関する事務を総括するとともに、所属長、安全責任者その他安全管理に関係ある者を監督指導する。</p> <p>(安全責任者)</p> <p>第8条 消防本部及び消防署に安全責任者を置く。</p> <p>2 安全責任者は、消防本部にあっては総務課長、消防署にあっては副署長をもって充てる。</p> <p>3 安全責任者は、次の各号に掲げる事項を掌理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険防止に関すること (2) 安全教育に関すること (3) 公務災害の原因調査及び再発防止対策に関すること (4) 庁舎、訓練施設等の安全巡視に関すること (5) 安全管理に関する記録等の整備に関すること (6) その他安全管理に関すること <p>(安全担当者)</p> <p>第9条 所属長は、安全責任者の事務を補助させるため、必要に応じ安全担当者を選任することができる。</p> <p>2 安全担当者は、安全責任者の指示を受け、安全管理</p>	<p>員の安全管理上必要とされる具体的措置を講じるよう努める必要がある。</p> <p>(2) 第6条関係 職員は常に自己管理に努めるとともに、所属長等が実施する安全管理に関する教育等に積極的に参加し、安全管理に関する意識の高揚に努める必要がある。また、職員は訓練時及び警防活動時に必要な指示に従うほか、これら指揮者が本規程案及び本規程案に基づき制定される訓練時安全管理要綱に従い実施する安全管理上の指示に従う必要がある。</p> <p>(3) 第7条関係 総括安全責任者は「消防本部」(以下消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防本部に消防署、出張所を加えたものを便宜上「消防本部」と記することとする。)における安全管理業務を統括させるために設けることとしている。</p> <p>(4) 第8条関係 安全責任者は「消防本部」における安全管理業務の推進者であるので総務課長等の管理職を想定している。また、第3項各号に掲げる事項は主なものを掲げたものである。</p>
--	---

に関する事務を誠実に行わなければならない。

第10条 訓練時の安全管理に関する事項については、別に定める「〇〇消防における訓練時安全要綱」によるものとする。

第2節 総括安全関係者会議等

(総括安全関係者会議)

第11条 消防本部に総括安全関係者会議を置く。

2 総括安全関係者会議は、次の各号に掲げる安全管理に関する基本的な事項及び重要な事項を調査審議する。

- (1) 危険防止に関すること
- (2) 安全管理の指導及び教育に関すること
- (3) 訓練施設、消防資器材等の整備に関すること
- (4) 公務災害の原因、調査及び再発防止に関すること
- (5) その他安全管理上重要な事項に関すること

(総括安全関係者会議の構成)

第12条 総括安全関係者会議は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 総括安全責任者
- (2) 安全責任者
- (3) 安全担当のうち消防長が指名した者
- (4) その他の職員のうちから消防長が指名した者

2 総括安全関係者会議の議長は、総括安全責任者をもって充てる。

3 議長は議事に関し特に必要と認める場合には、学識経験を有する者又は議事に関係ある職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

(総括安全関係者会議の開催)

第13条 総括安全関係者会議は、年1回以上開催するものとし、議長が招集する。

2 総括安全関係者会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開催することができない。

(総括安全関係者会議委員の任期)

第14条 第12条第1項第3号及び第4号に定める委員の任期は〇年とする。ただし、再任することを妨げない。

(5) 第11条関係

総括安全関係者会議は、各安全関係者会議に共通する問題及び「消防本部」全体に影響を与える施策等基本的な事項について調査審議する場として設置することとしている。「消防本部」の大きさによってはいたずらに組織を複雑にすることは避けるべきであり、安全関係者会議の設置数の少ない「消防本部」は本条をはじめ関係条文を必要としない。

(6) 第12条関係

「その他職員のうちから所属長が指名した者」については、安全管理に関し知識と経験を有し、消防業務全般に精通した職員のうちから選任することが望まれる。

(総括安全関係者会議の事務局)

第15条 総括安全関係者会議の事務局は、消防本部総務課に置く。

(安全関係者会議)

第16条 消防本部及び〇〇消防署に安全関係者会議を置く。

2 安全関係者会議は、次の各号に掲げる安全管理に関する事項を調査審議する。

- (1) 危険防止に関すること
- (2) 安全管理の指導及び教育に関すること
- (3) 訓練施設、消防資器材等の整備に関すること
- (4) 公務災害の原因、調査及び再発防止対策に関すること
- (5) その他職員の安全確保に関すること

(安全関係者会議の構成)

第17条 安全関係者会議は、次の各号に定める者をもって構成する。

- (1) 安全責任者
- (2) 安全担当者のうち所属長が指名した者
- (3) その他職員のうちから所属長が指名した者

2 安全関係者会議の議長は、前項第1号に定める者をもって充てる。

3 議長が必要と認める場合、学識経験を有する者又は議事に関係ある職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

(安全関係者会議の開催)

第18条 安全関係者会議は、〇月に一回以上とし議長が招集する。

2 安全関係者会議のは、委員の過半数の出席がなければこれを開催することができない。

(安全関係者会議委員の任期)

第19条 第17条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、〇年とする。ただし、再任することを妨げない。

(安全関係者会議の事務局)

第20条 安全関係者会議の事務局は、それぞれ次に掲げる部署に置く。

(7) 第16条関係

いずれの署に安全関係者会議を置くかについては、当該署の人員、警防隊員及び救助隊員の人員並びに通常訓練の内容等を考慮し会議を置くべきか否か個々具体的に判断していく必要がある。

(8) 第17条関係

「その他職員のうちから所属長が指名した者」については、安全管理に関し知識と経験を有し、個々の消防業務に精通した職員のうちから選任することを想定している。

消防本部 ○○課内
△△消防署 ○○課内

(補則)

第21条 総括安全関係者会議及び安全関係者会議の運営について必要な事項は、この規程に定めるほか、それぞれ総括安全関係者会議及び安全関係者会議が別に定める。

第3章 安全管理業務

第1節 安全教育

(一般教育)

第22条 所属長は、職員の安全管理に関する意識の高揚を図るため、あらかじめ定める教育計画に基づき安全管理に関する教育を実施しなければならない。

(特別教育)

第23条 所属長は、前条の定める教育を実施するほか、次の各号に掲げる職員に対し安全管理に関する教育を実施しなければならない。

- (1) 新たに採用された者
- (2) 著しく業務の異なる職に配置された者
- (3) その他消防長が特に必要と認めた者

第2節 安全巡視等

(総括安全責任者巡視)

第24条 総括安全責任者は、少なくとも毎年1回庁舎、訓練施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(安全責任者巡視)

第25条 安全責任者は、少なくとも〇月に1回庁舎、訓練施設等を巡視し、職員の安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(安全担当者巡視)

第26条 安全担当者は、必要に応じ庁舎、訓練施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、安全責任者に報告をしなければならない。

2 安全責任者は、前項の報告を受けた場合は、直ちに

(9) 第23条関係

「その他消防長が特に必要と認めた者」とは、新たに管理監督的職に任用とされた者等が想定されるものである。

(10) 第25条、第26条関係

安全責任者が直ちに講じる措置とは、それぞれの「消防本部」において認められた権限の範囲内で講じるものを意味しており、例えば所属長への改善の申し出等もこれに含まれるものである

必要な措置を講じなければならない。

(庁舎、訓練施設等整備等)

第27条 所属長は、常に安全管理に配慮し、庁舎、訓練施設等の整備に努めるとともに必要に応じ安全管理措置を講じなければならない。

(消防資器材の点検整備)

第28条 職員は、常に消防車両及び消防資器材を点検、整備し、以上が認められた場合は、速やかに所属長に報告しなければならない。

第4章 記録及び報告等

(各種記録及び報告)

第29条 安全責任者は、次の各号に掲げる安全管理に関する記録を整備し、所属長に報告するとともに、必要に応じて消防長に報告しなければならない。

- (1) 総括安全関係者会議記録
- (2) 安全関係者会議記録
- (3) 安全教育実施記録
- (4) 安全巡視等の結果記録
- (5) その他安全管理上必要な記録

2 各種記録及び報告等の文書の保存期間は、〇年とする。

(補則)

第30条 この規程を実施するにあたり、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、昭和 年 月 日から施行する。

(11) 第28条関係

職員は、消防車両、消防資器材を訓練時及び災害現場における活動時に確実に使用できるよう点検整備を行うとともに、異常が認められた場合には速やかに所属長に報告し、所属長はこの報告に基づき必要な補修あるいは更新等の措置を講じることが必要である。

(12) 第29条関係

安全関係者の記録等については、独自に様式及び保存年限を定め整備する必要がある。